

## 令和2年度木造住宅耐震診断士派遣補助について

～木造住宅耐震診断士派遣費用を補助します～

市では、地震災害に対する防災対策のために、木造住宅耐震診断士派遣費用を補助します。

### 1 募集概要

対象事業	事業内容・補助額等	募集戸数	募集期間
耐震診断補助	耐震診断士の派遣 (※自己負担額 2,000 円)	1 件 (先着順)	令和2年11月16日(月)～ 令和3年1月29日(金) 8:30～17:00

※募集期間は、土・日曜日、祝日を除く。

### 2 対象住宅

市内にある戸建住宅で次の要件のすべてに該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・建築基準法に規定する建築確認を受けているもの(建築基準法第6条第1項に該当しない建築物を含む)
- ・地上階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの
- ・木造であり在来軸組工法、伝統的工法および枠組壁工法(ツーバイフォー)によって建築されたもの
- ・店舗等住宅以外の用途を兼ねる場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅のもの
- ・過去にこの制度により耐震診断を受けていないもの
- ・東日本大震災等災害で被災した住宅で、全壊・大規模半壊、半壊の判定を受けていないもの

### 3 申込資格

上記の対象となる所有者および世帯員が市税等を滞納していないこと。

### 4 申込方法

所定の申込書に必要書類を添付し、本庁都市計画課に提出してください。

**問** 本庁 都市計画課住宅・営繕 G ☎52-1111 内線254

## 新婚家庭家賃助成事業について

市では、少子化・人口減少の対策として若年層への定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭を対象に家賃の一部を予算の範囲内において「家賃助成金」として交付します。

### 1 助成金額

月額1万円を限度に年1回交付します。

※家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1万円未満の場合はその金額。

### 2 助成期間

申請のあった翌月から最長36か月

### 3 交付対象者(すべての要件を満たす方が対象となります)

- (1) 家賃助成金の交付申請をする日前3年以内に婚姻届を提出していること。
- (2) 平成25年4月1日以降、新たに市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、現に居住し、かつ住民登録を行っていること。
- (3) 夫婦いずれもが申請時に40歳未満であること。
- (4) 申請者および同居者全員の前年の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額が510万円以下であること。
- (5) 家賃が月額5万円以上であること。 ※共益費、管理費および駐車場代等は除く。
- (6) 他の公的制度(生活保護等)による家賃補助を受けていないこと。
- (7) 申請者および同居者全員が市税等を滞納していないこと。
- (8) 家賃を滞納していないこと。
- (9) この要綱に基づく助成を受けたことがないこと。

**問** 本庁 都市計画課住宅・営繕 G ☎52-1111 内線254